しあわせ信州

長野県（県民文化部）プレスリリース　令和7年（2025 年）3月 25 日

「長野県消費生活センター」の発足式を行います

複雑化・高度する消費生活相談の課題に対応するため、県内４か所の消費生活センターを４月１日に松本に集約するにあたり、下記のとおり発足式を行います。

１　日　時

令和７年４月１日（火）　14 時から 14 時 10 分まで

２　場　所

長野県松本合同庁舎　４階　長野県消費生活センター（松本市島立 1020）

３　内　容

（１）開　会
（２）看板の除幕、写真撮影
（３）副知事あいさつ
（４）閉　会

４　出席者

副知事、県民文化部くらし安全・消費生活課長、長野県消費生活センター所長、長野県消費者被害防止啓発キャラクター もシカっち

５　その他

取材に関し事前の連絡は必要ありませんが、取材場所等の調整のため、10 分前にお集まりください。

相手を確認してから電話にでましょう！
☑在宅中でも留守番電話設定
☑迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用
☑ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用

（問合せ先）
担 当　県民文化部くらし安全・消費生活課
企画指導係　山口、名取
電 話　026-235-7151（直通）
F A X　026-235-7374
E-mail　kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

2025年4月から 長野県の消費生活センターが 1つになります

長野県消費者被害防止啓発
キャラクター　もシカっち

- 北信消費生活センター（長野）
- 中信消費生活センター（松本）
- 南信消費生活センター（飯田）
- 東信消費生活センター（上田）

＊ 北信、南信、東信への相談の電話は
2025年３月３日から松本へ転送されます

長野県消費生活センター（松本）

電話相談
(0263) 40-3660

LINEや最寄りの県合同庁舎からも相談ができます

LINE相談窓口
「消費生活相談@長野県」

LINEアプリからご相談
いただけます。

友だち登録はこちら ▶

予約制※ 最寄りの県合同庁舎からオンライン（Zoom）でご相談いただけます。

予約制※ 長野、飯田、上田では定期的に県合同庁舎での出張相談を行います。（2025年4月から当面）

※ オンライン相談・出張相談のご予約等は、長野県消費生活センター（☎ (0263) 40-3660）へお問い合わせください。

消費者トラブルでお困りのときは
長野県消費生活センターへご相談ください！

消費者ホットライン **188**（いやや）（局番なし）
からでも
ご相談いただけます

このチラシの詳細はこちら

〒390-0852　長野県松本市島立1020
県松本合同庁舎4階

長野県